

発信者情報開示に関する 課題について

法律事務所アルシエン
弁護士清水陽平

開示請求の対象

- コンテンツプロバイダから開示される情報
...使用されたIPアドレス、タイムスタンプ

- 近時、省令記載以外の情報を要求される
(例) 接続先IPアドレス (＊)

接続先URL

＊ 省令のIPアドレスに接続先IPアドレスが含まれるかは明らかではない。

要望（１）

- SMSアドレス（＝携帯電話番号）を省令に追加して欲しい
- 東京地裁R1.12.11判決（控訴審係属中）がSMSアドレスの開示を認めている
- 開示されれば、弁護士法23条の2の照会を用いることで契約者が判明する

SMS開示のメリットと課題

- 発信者の特定は比較的容易になる
- ログインIPアドレスに関する問題を回避できる（後述）
- SMSの登録は海外サービス（Google、Twitter、Facebook等）に実質的には限定されている
- 仮処分での開示が認められないため、本案裁判が必要になる
- 海外法人への本案裁判には、送達に半年程度かかる（後述）

ログイン型投稿

- 投稿時の記録は存在しておらず、ログイン時の記録のみがあるもので、もっぱら海外プラットフォーム（Google、Twitter、Facebook等）のサービスで問題になる
- ログインIP及びタイムスタンプは、プロバイダ責任制限法4条1項を素直に読むと、開示が認められない
- 理論的には、コンテンツプロバイダに対する開示請求でも、アクセスプロバイダに対する開示請求でも問題になるが、実際上問題になるのはもっぱらアクセスプロバイダに対する開示請求

問題と裁判例

- 開示が認められないと、被害者が泣き寝入りを強いられる
- 高裁判決でも結論が分かれている
(否定例)
 - 東京高裁H26.9.9判決 (判タ1411号170頁)
 - 知財高裁H30.4.25判決 (裁判所ウェブサイト)
- (肯定例)
 - 東京高裁H26.5.28判決 (判時2233号113頁)
 - 東京高裁H30.6.13判決 (判時2418号3頁)
- 裁判所が認める傾向にあるものは、投稿時の直前のログインに関する開示。

私見

- 直前のログインに基づいて投稿しているとは限らない
- 直前のログインが海外のものである場合（連携サービスを利用していると容易にあり得る）、特定ができない。
- 一般的にアカウント利用者は一人であり、他人がログインすることがないことに鑑みれば、ログインをした者＝発信者と見ても差し支えないのではないか。

任意の情報開示

- 発信者の同意がない場合でも、任意に発信者情報の開示をしてくれる例はごくごく一部のみ。
- 開示には、事実上、2回の裁判手続が必要
コンテンツプロバイダへの仮処分
アクセスプロバイダへの本案裁判
- 開示されるまで 1 年弱程度かかるが、任意開示が促進されれば、期間を短くすることができる余地

問題点と解決案

- 任意開示がされない理由は、「権利の侵害が明白であると判断できなかった」というもの
- 実際上は、発信者からの責任追及のリスクを回避することにあると想定される
- 開示を促進するには、発信者からの責任追及のリスクを軽減する必要がある
- 案として、権利侵害が明白であると判断するための検討をしたことの疎明ができるようにしていれば免責されるという制度を作るなど。

海外送達

- 海外プラットフォーム（**Google**、**Twitter**、**Facebook**等）への本案裁判を起こす場合、送達に半年かそれ以上の時間がかかる
- 海外プラットフォームへの仮処分の場合、適宜の方法による「呼出し」として、実務上**EMS**（海外スピード郵便）が用いられるが、期日が入るまで3週間程度かかる
- 決定や判決の送達は、通常は代理人弁護士が就くため、国内送達になるためあまり問題は生じないが、代理人が就かないケースでは時間がかかる

民訴法の改正

- 海外プラットフォームの多くは日本の弁護士を代理人として選任する実態がある
- 日本に拠点がある海外プラットフォームであれば日本法人への呼出し、送達で足りる形にして欲しい
- 民訴法**103**条（送達場所）に関する改正が必要
 - * 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所においてする

二度の裁判手続

- 発信者を特定するには、2回の裁判手続が必要だが、実質的に同様ないし類似する主張立証を重ねる必要
- 時間も訴訟経済も無駄になっている
- 開示請求は、発信者への責任追及をするための準備的な手続きに過ぎないともいえ、本案裁判を経なければいけないほどのといえるのか

民保法・民訴法の改正

- アクセスプロバイダに対する開示請求も仮処分を活用できないか（民保23条2項、保全の必要性について調整が必要）
- アメリカでは、匿名訴訟の中でディスカバリーを用いて発信者を特定できる
- アメリカのように匿名訴訟を可能にし、当該手続中で文書提出命令を出すなど、一つの手続きの中で完結できるようにすることは検討できないか
- 仮にできるとしても、一つの手続の中身が肥大するだけになれば意味がないため、この点についての訴訟法的な手当が必要